

2・5 海洋汚染防止対策

2・5・1 船舶からの廃物による汚染防止（ホールド洗浄水問題等）

船舶からの廃物による汚染の防止に関する MARPOL 条約附属書 V について、貨物残渣、ダンネージ／包装材、一般廃棄物の原則排出禁止を含む附属書 V 改正案が、平成 23(2011)年 7 月の第 62 回海洋環境保護委員会 (MEPC62) において採択された。また、ガイドライン案が平成 24(2012)年 3 月の MEPC63 において採択され、上記改正は、平成 25(2013)年 1 月 1 日に発効した。

MARPOL 条約附属書 V 第 4 規則では、海洋環境に有害な物質 (Harmful to Marine Environment, HME) の海洋への排出が禁止されている。平成 28(2016)年 4 月の MEPC69 において、HME を含む貨物艙洗浄水の取り扱いについて審議の結果、HME を含む貨物艙洗浄水に対する陸上受入施設の設置が進んでいない現状を考慮し、受入施設の不備が発見された場合には、MEPC.1/Circ.834 で規定される報告手順にて、旗国政府より国際海事機関 (IMO) に通知を行うことが合意された。

穀類を除く固体ばら積貨物について、HME 含有の有無を分析し、荷送人がその分析結果を宣言することを義務化する MARPOL 条約附属書 V の改正案が平成 28(2016)年 10 月の MEPC70 で採択された。なお、HME に分類される固体ばら積み貨物の評価基準について、上記基準に含まれる長期健康有害性については、評価が難しく時間を要することから、荷主の責任において貨物毎に長期健康被害の評価を実施の上、船社に申告することとなった。

2・5・2 船体付着生物の越境移動最小化への取り組み

船体に付着した水生生物が越境移動することにより、生態系が破壊されるなど海洋環境に悪影響を及ぼしているとして、船体に付着した水生生物の移動防止に関する検討が IMO において行われてきた。

平成 20(2008)年 2 月の第 12 回ばら積液体ガス小委員会 (BLG12) で設置されたコレスポンデンスグループ (CG) において、次の項目について検討が行なわれ、平成 21(2009)年 2 月の BLG13 に報告された。

- ・ 船体付着物の移動による生態系破壊など海洋環境への影響に関する調査結果および既に実施されている防止対策の効果の検証
- ・ 現存する最も有効な対策および将来的に有効と思われる対策の検討
- ・ 対策の施行方法の検証
- ・ 暫定的なガイダンスの策定

BLG13 では、引き続き CG を設置し、「船体付着による有害水生生物の移動を最小化するためのガイドライン案の検討が本格的に開始され、平成 23(2011)年 7 月の MEPC62 において採択された。平成 25(2013)年 2 月の BLG17 において当ガイドラインの効果の評価プロセス案が最終化された。平成 25(2013)年 5 月の MEPC65 において、今後、年次毎に評価する項目に重

点を置いたレビューを実施し、5年目に包括的なレビューを行うことで、ガイドラインに基づく船体付着物管理の有効性を判断する事が合意された。

我が国では、包括的レビューまでにガイドラインの実効性及び問題点を明らかにすることを目的として、実態調査研究実施のための「船体付着生物管理プロジェクト」が日本船舶技術研究協会に設置されており、当協会も検討会に委員として参加している。

船体付着生物管理に関しては、米国カリフォルニア、豪州においては既に地域規制を実施しており、ニュージーランドが平成30(2018)年5月より新たな規制を開始する旨発表している。